

令和 7 年 1 2 月 1 2 日

取手市議会議長

山野井 隆 殿

議 会 運 営 委 員 会

委員長 赤 羽 直 一

委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第 45 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

1 調査事件名 議会基本条例の検証及び見直し

2 調査の経過 令和 7 年 6 月 2 日、6 月 18 日、8 月 27 日、9 月 22 日、
10 月 9 日、11 月 26 日

3 意 見 議会基本条例の条文のうち 15 項目について検証シートを作成し、現在の取組や課題について検証を行った結果、取組の検討・改善が必要とされた項目について協議結果をまとめた。詳細は別紙のとおり。

取手市議会議会基本条例検証シート

1 検証の結果、取組・改善の必要性があるとしたもの

(4項目／いずれも条例改正の必要性までは認められなかった。)

(議会の活動原則)

- 第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条文	第3条
課題等	・取手市議会申し合わせ事項として、「議会の運営方法を委員会中心主義とすること。従来どおり委員会中心主義とする。 ～中略～ また、議員は、自分が所属する委員会の所管の質疑は自主的に慎むものとする。」とあり所管常任委員会の質疑は、議員の良識に任せ、なるべく慎んでもらう。 この記述により、所管委員による本会議での質疑は「慣行上、慎むことが望ましい」という姿勢が示されていますが、強制力を持つ規定ではなく、各議員の判断に委ねられています。 その結果として、所管委員が本会議において質疑を行った後、さらに委員会においても同じ議題に関して質疑を重ねることが可能な状態となっており、他の非所属議員との間で明らかな質疑機会の差が生じています。 ◆ 議会基本条例 第3条（公平性及び透明性）との矛盾 「議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、議会活動の活性化を図るものとする。」

	<p>この基本条例が掲げる「公平性の確保」とは、議員全員が等しく政策を問う機会を持ち、対等な立場で合議に参加できる状態を意味するものです。</p> <p>したがって、現在のように、所管委員が本会議と委員会の両方で質疑可能である一方で、委員会に所属していない議員は、委員会での質疑機会を持たず、本会議のみの制限的な質疑しかできないという状況は、議会基本条例第3条の理念と明確に整合しない状態であると考えます。</p> <p>以上の観点から、議会運営上の公平性を制度的に担保するために、「所管委員は本会議における質疑を原則として控えること」、「例外的に質疑を希望する場合は、議長の許可を要すること」といったルールの明文化を提案</p> <p style="text-align: right;">(みらい)</p>
--	---

課題等を踏まえた意見	・議会改革調査特別委員会の申し合わせで、本会議における「自分が所属する委員会の所管の質疑は自主的に慎しむ」、「議員の良識に任せ、なるべく慎んでもらう」とされているが、実際には本会議で所属する委員会の質疑が行われているケースがあり、質疑時間の点で公平性に欠けるので精査すべき。
取組・改善の必要性	あり · なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	・自分が所属する委員会の所管の質疑は原則として控えるものとする。ただし、質疑を希望する場合には議長の許可を得て行うことができるものとする。
条例改正の必要性	あり · なし
条例改正の内容・方向性	

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条文	第3条第5号
課題等	<p>・議会運営の合理性と市民の傍聴意欲の向上について</p> <p>1.取手市議会基本条例第3条第5号には、「市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること」と明記されています。</p> <p>しかしながら、現状の議会運営では、同一の議案に対し、複数の議員が趣旨の重複する質疑を繰り返し行う場面が見受けられます。その結果、執行部からも同様の趣旨・内容の答弁が繰り返される状況となり、議論の新たな深まりや政策提言の発展に必ずしもつながっていないという実態があります。</p> <p>さらには、議会運営の合理性や効率性という観点から課題であるのみならず、傍聴者やインターネット配信を通じて議会を視聴する市民に対し、同様の質疑と答弁が続くことで、議会の生産性に疑問を抱かせる可能性があり、議会への信頼性や関心の低下を招く恐れもあります。</p> <p>市民の理解と関与を得られる議会を実現するためにも、今後の議会運営においては、同一趣旨の質疑の重複を極力避ける工夫、会派内や委員会での事前の情報共有・整理、新たな論点の掘り下げにつながる質疑の促進といった観点から、より合理的かつ建設的な議会運営を検討していく必要があると考えます。</p> <p>2.現在、取手市議会では「1日1委員会制」を採用しており、全ての委員会を傍聴可能とする環境が整えられています。また、各委員会の審査内容についてはインターネットによるオンデマンド配信も行われており、市民や議員がいつでも委員会の議論を確認できる体制となっています。</p>

	<p>このような状況下で、本会議において委員長報告という形で再度委員会の審査経過を形式的に読み上げることに、どれほどの実効性があるのかは再考の余地があります。とりわけ、報告の様式が委員長の裁量に委ねられていることにより、全体を要約せず、記録の一部を抜粋して読み上げるだけの報告が行われるケースもあり、議会全体としての説明責任や市民への情報提供の観点からは課題が残ります。</p> <p>本会議であえて委員長報告を行うのであれば、全ての審査項目を網羅し、傍聴者や市民に分かりやすく整理した上での報告が求められます。そのような報告でなければ、すでに可視化された委員会活動と重複し、報告としての意味を成さないばかりか、議会運営の効率性に疑義が残る。</p> <p>提案事項</p> <p>1.全ての委員会が傍聴可能かつネット配信により市民も確認できる現状を踏まえ、本会議における委員長報告は原則として行わないとする方向で検討すること。</p> <p>※一部事務組合報告同様の形式への検討。</p> <p>2.本会議における委員長報告に関して質疑が必要な場合は、事前に疑義の内容を明確にし、議長に対して発言許可を求める手続きを設ける。これにより、議事の効率性と質の確保を両立させることを目指す。</p> <p style="text-align: right;">(みらい)</p>
--	--

課題等を踏まえた意見	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告が単なる形式的なものになっている。 ・委員会の議事録を確認できるほか、Y o u T u b eで委員会の内容を視聴し確認することができるので、委員長報告を簡略化してもいいのでは。 ・会議規則第39条で委員長報告は規定されている。 ・委員長報告は必要であるが、在り方は検討すべき。
取組・改善の必要性	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> あり ・ なし </div>
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告については、委員会での審査などの内容がY o u T u b eや会議録で公開され確認できるという現状を踏まえ、委員長の裁量で内容を簡略化することも認める。
条例改正の必要性	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> あり ・ なし </div>
条例改正の内容・方向性	

(議員研修)

第17条 議会は、議員の政策形成及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

条 文	第17条
課 題 等	・議会の機能強化の手法として、複雑広域化する行政課題について、他の地方公共団体との連携 (公明党)

課題等を踏まえた 意 見	・一部事務組合など近隣の団体と市議会との連携が少ないので、今後連携してみてはどうか。
取組・改善の必要性	あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	・条例に掲げられているように、議員の政策形成及び政策立案向上を図る目的で、今後は他の自治体や団体との共通の課題がある場合、連携して研修や研究したり、各種議長会が主催する研修を有効に活用するなどの意識を持ちながら議会活動を進める。
条例改正の必要性	あり ・ なし
条例改正の内容・方向性	

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会だより、市議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

条文	第20条
課題等	<ul style="list-style-type: none">・Y o u T u b e で議員個人のQRコードが出来ないか？ (創和会)・市ホームページ市議会、市民により検索しやすい環境整備 (公明党)

課題等を踏まえた意見	<ul style="list-style-type: none">・議会のホームページだけでなく、市のホームページ自体が検索しやすい。・市のホームページを見たとき、議会のバナーがトップページのだいぶ下にあり見つけづらい。			
取組・改善の必要性	<table border="1"><tr><td>あり</td><td>・</td><td>なし</td></tr></table>	あり	・	なし
あり	・	なし		
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	<ul style="list-style-type: none">・議会のページをリニューアルし、カテゴリ一分けし検索しやすいページに変更する。 (11月に、市ホームページの議会のページについて、見やすくカテゴリ一分けした構成に変更を行いました。)			
条例改正の必要性	<table border="1"><tr><td>あり</td><td>・</td><td>なし</td></tr></table>	あり	・	なし
あり	・	なし		
条例改正の内容・方向性				

2 検証の結果、引き続きこれまでと同様に取り組んでいくこととしたもの

(11項目／検証を行った条項及び出された課題等のみを記載)

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条文	第3条第2号
課題等	<ul style="list-style-type: none">・市長提出議案の審査に重点が置かれている。・一般質問項目を取り上げ、委員会等で政策提案につなげることも必要 <p style="text-align: right;">(無会派クラブ)</p>

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。**
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条文	第3条第3号
課題等	<p>・市長その他執行機関（市長等）との自由かつ達な討議は行われていない。 (日本共産党)</p> <p>・会派での討議を経た結果になっており、市民の見える場で討議されていないのではないか。会派ごとの意見表明が中心で、討議しても結論が変わらない。自由かつ達な討議にはならない。 (無会派クラブ)</p>

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条 文	第3条第4号
課 題 等	・意見交換会等から得た市民の意見を政策提案につなぐことが必要 (無会派クラブ)

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条

例（平成26年条例第9号）を遵守すること。

(2)議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。

(3)議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(4)議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

条文	第4条第2号
課題等	<ul style="list-style-type: none">条例提案が必要であるという認識に至っていない。 (無会派クラブ)

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1)市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）を遵守すること。

(2)議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。

(3)議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(4)議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

条文	第4条第4号
課題等	<ul style="list-style-type: none">個人の活動も大事だが、チーム議会としての情報発信にもっと力を入れるべき。 (無会派クラブ)

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における当該請願に係る質疑が終結するまでの間に請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者（以下「代表提出者等」という。）から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。

条文	第5条第1項
課題等	<ul style="list-style-type: none">・賛否の理由を表明すべき。特に反対の場合は、説明責任を果たすべき。会派ごとに賛否を決めていることの弊害ではないか。 (無会派クラブ)

(意見交換会)

第6条 議会は、市民との対話と報告の場として、意見交換会を年1回以上行うものとする。

- 2 意見交換会に関する事項は、別に定める。

条文	第6条第1項
課題等	<ul style="list-style-type: none">・意見交換会の目的の見直しが必要ではないか。市民が、意見交換会に何を求めてきているかを、考えるべき。現状を理解することにとどまらず、それがどう政策提案につながるかを確認したい。議員の考えを確かめたい。それに応える姿勢を見せる必要があるのでは。 (無会派クラブ)

(市長による政策形成過程の説明)

第8条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項に関し説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 政策等の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策等の費用及び効果

条文	第8条第1号から第7号
課題等	(1)～(7)のいずれかに該当しているのに、議長、委員長に質疑の変更や取り下げを求められることがある。 (無会派クラブ)

(会派)

第14条 会派は、2人以上により結成された議員の団体とする。

2 会派について必要な事項は、取手市議会会派規程（平成22年議会訓令第2号）で定めるものとする。

条文	第14条第1項
課題等	<ul style="list-style-type: none">・会派は2名以上とする考えは妥当 (公明党)・会派制を廃止すべき。会派制を採用しているため、合意形成過程が不透明。会派内で、賛否が分かれる場合が非常にまれなため、市民には個人の意見が分かりづらい。市民は、議員個人に投票しているのであって、会派に投票しているわけではない。 (無会派クラブ)

(会派代表者会議)

第15条 会派代表者会議について必要な事項は、取手市議会会派代表者会議規程
(平成22年議会訓令第3号) で定めるものとする。

条 文	第15条
課 題 等	会派制を廃止すべき。 (無会派クラブ)

(議会図書室の充実)

第19条 議会は、議員の調査研究の推進のために、議会図書室の充実強化に努める
ものとする。

2 議会図書室の管理について必要な事項は、取手市議会図書室管理規程（昭和58年議会訓令第1号）で定めるものとする。

条 文	第19条第1項
課 題 等	・タブレットが導入されているので、条例自体が必要かどうか? (創和会)